

ストップ！！ えせ同和行為

— えせ同和行為排除の手引き —



倉敷市

目次

はじめに	1
【同和問題とは】	
【えせ同和行為とは】	
【えせ同和行為排除の対象・目的とは】	
対応の基本的心得	2
対応の具体的心得	4
具体的事例と対応例	6
相談窓口	9
お願い	9

はじめに

【同和問題とは】

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が、職業や居住、結婚、交際、服装を制限されるなど、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。明治4年、太政官布告(賤民廃止令ともいわれる)によって、制度上の身分差別はなくなったにもかかわらず、今なお、理不尽な差別を受けるなど、人権が侵害されることがあります。

これが我が国固有の人権問題である同和問題です。

【えせ同和行為とは】

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為が「えせ同和行為」であり、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じる例も見受けられ、これらは、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

【えせ同和行為排除の対象・目的とは】

えせ同和行為排除の対象となるのは、その行為そのものです。えせ同和行為をする者がどのような団体に所属しているか、その団体がどのような団体であるかは問いません。

不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、付け入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該行為を排除すると同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

対応の基本的心得

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することです。

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取組等の名目で行われても違いはありません。

2 怖いものという意識を捨てること

同和問題の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和問題の解決を語る資格はありません。その者の行為はえせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものです。

3 初期の対応

最初から一貫して毅然とした態度で対応しましょう。

最初の対応の誤りが問題を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈があると思わせてはいけません。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱いものです。したがって、安易な妥協をすると更に付け込まれます。

えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」、「善処しろ。」などと執ように攻めてきますが、それに根負けして金銭等で妥協してはいけません。その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となります。

対応の基本的心得

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件になることを恐れているため、激しい言葉を使っても実際に暴力的行為に出ることはまずありません。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ通報してください。

6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対して「市や県、法務局などに相談して対応する」と答えてください。その後は速やかに関係機関にご連絡ください。

7 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応することが大切です。例えば、支店等で不当な要求等を受けた場合は、支店長等が個人的にまたは支店限りでその要求等に応じるべきではありません。相手は、その対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり指示を求めるなどして、組織全体として対応することが大切です。

8 官公庁の威力が利用されようとした場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとする場合があります。

このような手口に乗ることなく、市・法務局・警察などの関係機関へ相談してください。

各行政機関はえせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしてください。

対応の具体的心得

1 面談する場所

面談は、自分の管理が及ぶ範囲内(例えば自社の応接室等)でおこないます。呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かないでください。

面談の際には、相手方にあらかじめ「何時まで」と伝え、対応できる時間を指定・制限しておきます。

2 対応者

対応は必ず複数の担当者で行い、最初から幹部が対応しないようにしてください。

場合によっては弁護士に交渉をゆだねたり、弁護士を立ち合わせたり、弁護士や警察官に待機してもらうなどしてください。

3 相手方の確認

相手方の氏名、所属団体、所在(場合によっては電話番号)等を確認します。他人の代理人であると称する場合には、本人との関係、委任の事実を確認します。

4 内容の記録

相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にします。

面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するかまたは詳細に記録を取るようにしましょう。相手からそのことを指摘された場合には「上司に報告するため」と言ってください。

関連していると思われる無言電話も、時間、状況等を記録しておきます。

対応の具体的心得

5 言動

おびえず、慌てず、丁寧に応対し、無礼な態度を見せないように注意します。相手方の挑発に乗ったり、相手方を挑発したりしてはいけません。

相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」などと明確に答え、「検討する。」や「考えてみる。」など、相手方に期待を抱かせるような発言をしてはいけません。

誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正してください。

6 要求への対応

相手方の要求に対して、応諾の即答、約束をしてはいけません。

「一筆書け。」と言われても書く必要はありませんし、書いてはいけません。いかなる場合でも署名、押印をしてはいけません。

特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしません。

具体的事例と対応例

電話で高額な同和関係図書の購入を強要されたら・・・

同和関係図書であっても、一般の図書となんら変わりません。
購入の意思がなければ「**いりません。**」ときっぱり断わります。
断る理由を言う必要もありません。

また、同和問題の知識不足を非難されたら、「**私なりに理解に努めています。**」と回答します。

例えば「知らない」と答えたり、不正確な表現を使用すると、相手のペースに巻き込まれ、じわじわと心理的に追い詰められ、購入を強要されます。

対応や発言が「差別だ」と言われたら、「差別ではないと思うが、法務局に相談する。」と回答します。

一方的に図書が送られてきた場合・・・

図書が一方的に送られてきた場合や、契約をしていないのに送られてきた場合には、受け取りを拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。

この対応については、規模の大きな事務所・事業所では取扱いが難しい場合がありますので、事務所・事業所内で十分な連絡を取って対処することが必要です。

仮に受領したとしても、注文や契約をしていないにもかかわらず、販売業者(相手方)が金銭を得ようとして一方的に送付した商品については、売買契約が成立しておらず、代金を支払う義務は生じません。また、当該販売業者(相手方)は、その商品の返還を請求できません(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第59条1項)(注)。その結果、受領者において、その商品を処分したとしても、損害賠償請求等、法的な責任を追及されることはありません。たとえその商品を開封していたとしても、同様です。相手方から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

(注)令和3年7月5日以前に受け取った商品については、送付があった日から14日の間(受領者において、販売業者に対し、商品の引取り請求をした場合は、請求の日から7日の間)に、受領者が購入の承諾をせず、かつ、販売業者が商品を引き取らない場合、販売業者は、その返還を請求することができません。その結果、上記期間経過後、受領者においてその商品を処分したとしても、損害賠償請求等、法的な責任を追及されることはありません。

具体的事例と対応例

図書の購入を約束したが、図書を返送したい・・・

電話などで執拗に購入を勧誘され、大声で威嚇され恐怖心から『一冊くらい・・・』とつい応じてしまった場合、又は、『見てからでないとは判断できない』などとはっきり断れなかった場合に図書が送られてきます。

個人の場合は、特定商取引に関する法律による「クーリングオフ」により図書の購入を断ることができます。（詳しくは、消費生活センターにお尋ねください。）

企業や官公庁の場合は法の適用はありませんが、「図書の購入を断る。」旨の文書を同封し、発送したことが確認できる方法（簡易書留や宅配便を利用し、必ず書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した返送文書などの控えを保管すること。）で返送してください。

図書を返送する場合の例文

〇〇〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日の「〇〇〇〇（図書名）」は unnecessary ですので返送いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名（又は会社名）

具体的事例と対応例

寄付金・賛助金の強要があったら…

寄付は自由意志で決めることですが、団体の活動内容、使用目的等を十分検討したうえで、慎重な対応が必要です。相手方が人権や同和問題の解決のためであると主張しても、その要求に応じなければならない義務はありません。

その要求が不法な手段で強要された場合は、これに応ずる義務がないばかりか、むしろこれに応ずることは、かえって「えせ同和行為」に加担することにもなりかねませんので、きっぱりと断ってください。

最初はわずかな金額でも、一度要求に応じてしまうと、再三にわたり要求を受けることとなります。

公共工事に関して、工事発注者(国, 県又は市町村等)に話をしているので、下請けに入れろと参加強要があったら…

国、県又は市町村は、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、公共工事の下請けへの参加強要などのえせ同和行為に加担することは一切ありませんので、きっぱり断ってください。

相談窓口

■ 困ったときは、ここに相談を

岡山地方法務局人権擁護課	086-224-5761
岡山地方法務局 倉敷支局	086-422-9679
岡山県警察本部組織犯罪対策第二課 (もしくは、最寄りの警察署)	086-233-8930
岡山弁護士会[民事介入暴力被害者救済センター] (予約制・原則有料)	086-223-4401
岡山県 人権・男女共同参画課	086-226-7406
倉敷市 人権推進室	086-426-3255

■ 悪質な商法などに関する相談

岡山県警察本部:生活環境110番	086-231-9449
岡山県暴力追放運動推進センター 倉敷連絡所(倉敷商工会館3階)	086-434-2140

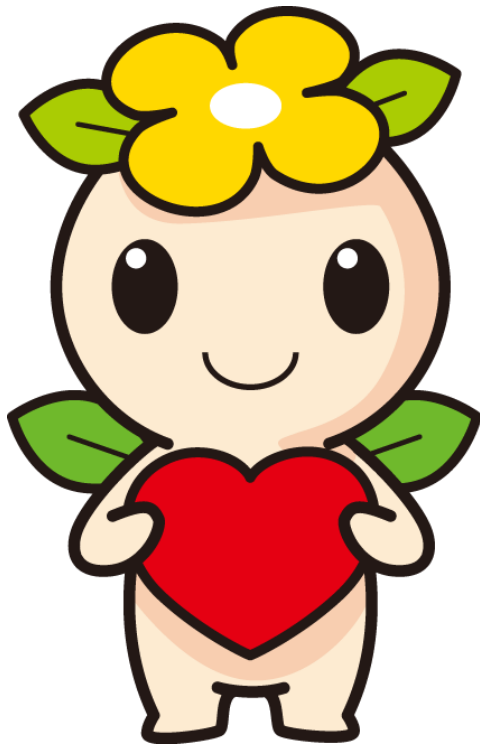
■ クーリングオフ等に関する相談

倉敷市 消費生活センター	086-426-3115
--------------	--------------

お願い

えせ同和行為に対しては・・・

- 1 はっきり断る。
- 2 関係者や組織内で情報共有し、統一的な対応をする。
- 3 相談窓口を積極的に活用し、あわせて情報提供をする。



倉敷市人権啓発マスコットキャラクター
くーびっと

倉敷市 人権推進室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3255

FAX 086-426-0990

Eメール adcrm@city.kurashiki.okayama.jp